

議案第 1 号

野田市小中学校結核対策委員会委員の委嘱について

野田市小中学校結核対策委員会設置要綱（平成19年野田市教育委員会告示第10号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市小中学校結核対策委員会委員に委嘱する。

令和3年10月20日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

氏名	備考
おかだ かずよし 岡田 一芳	一般社団法人野田市医師会を代表する者
かねもと ひでゆき 金本 秀之	結核の専門医
やまうち としただ 山内 俊忠	結核の専門医
はたの ひでき 畑野 秀樹	学校医を代表する者
しん れいこ 新 玲子	野田保健所長
まつもと えりこ 松本 江里子	野田保健所の技師
こやま たかお 小山 隆央	学校長を代表する者
やまだ けいいち 山田 桂一	学校長を代表する者
きし みどり 岸 緑	保健主事を代表する者
つのだ きおり 角田 早織	保健主事を代表する者
たけだ みゆき 武田 美幸	養護教諭を代表する者
みつい まさみ 三井 雅美	養護教諭を代表する者
ねもと まい 根本 ま衣	養護教諭を代表する者

令和3年11月 1日付け委嘱

令和4年10月31日任期満了

提案理由

野田市小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものである。

○野田市小中学校結核対策委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 野田保健所長
- (2) 結核の専門医
- (3) 学校医を代表する者
- (4) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (5) 野田保健所の技師
- (6) 学校長を代表する者
- (7) 保健主事を代表する者
- (8) 養護教諭を代表する者
- (9) 学校教育部長
- (10) 学校教育課長

（平25教委告示10・一部改正）

（任期等）

第4条 委嘱する委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第1号から第5号までの委員は、非常勤の特別職とする。

野田市小中学校結核対策委員会委員名簿

委員構成区分	氏 名	備考
一般社団法人野田市医師会を代表する者	おかだ かずよし 岡田 一芳	再任
結核の専門医	かねもと ひでゆき 金本 秀之	再任
結核の専門医	やまうち としただ 山内 俊忠	再任
学校医を代表する者	はたの ひでき 畑野 秀樹	再任
野田保健所長	しん れいこ 新 玲子	再任
野田保健所の技師	まつもと えりこ 松本 江里子	再任
学校長を代表する者	こやま たかお 小山 隆央	再任
学校長を代表する者	やまだ けいいち 山田 桂一	再任
保健主事を代表する者	きし みどり 岸 緑	再任
保健主事を代表する者	つのだ さおり 角田 早織	再任
養護教諭を代表する者	たけだ みゆき 武田 美幸	再任
養護教諭を代表する者	みつい まさみ 三井 雅美	再任
養護教諭を代表する者	ねもと い 根本 ま衣	再任
学校教育部長	しもかわ やすひろ 下川 泰弘	再任
学校教育課長	なかい あきら 中居 章	再任

任期 令和3年11月1日から令和4年10月31日まで

(ただし、野田市小中学校結核対策委員会設置要綱第4条第1項の規定により、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。)